

JSA ライブラリサーバの**使用に関する**利用規約

JSA一般財団法人 日本規格協会（以下「JSA」といいます。）が提供するデータベース商品（以下「JSA ライブラリサーバ」といいます。）を申込み法人（以下「利用者利用法人」といいます。）は、~~一般財団法人 日本規格協会（以下「JSA」という。）~~より購入いただく場合は、本利用規約に同意いただき、「JSA ライブラリサーバ専用注文書」又は JSA が指定する注文フォーム（以下併せて「注文書」といいます。）にてお申込み下さい。また、申込み法人の子会社（その総株主の議決権の過半数を有する株式会社、その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものを意味します。）も「利用法人」に含めることができます。

1. ライセンスの供与

JSA は、有効期間利用期間中、JSA ライブラリサーバに関する非独占的かつ譲渡不能のライセンスを利用者利用法人に供与します。本利用規約の規定に従って利用者利用法人に供与される権利は、次のものに限定されます。

- 1) ~~利用者（本号にいう「利用責任者」を含む。以下同じ。）は、使用者の常勤又は非常勤の従業員で、注文書に記載された者をいいます。また、法人の子会社（その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものを意味します。）も含めることができます。~~
- 2) ユーザは、利用法人の常勤又は非常勤の従業員（派遣労働者又は短時間労働者を含む。）をいいます。利用法人が学校の場合、生徒を含みます。利用者ユーザの責任者（注文書に記載する「管理者名」をいい、以下「利用責任者管理者」といいます。）は、注文書及び本利用規約に規定する事項に関して、使用者又は利用者ユーザの作為並びに及び不作為に対してすべての完全にな責務及び責任を負うものとします。
- 3) JSA ライブラリサーバ及び JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類は、著作権で保護され、当該著作権は著作権者に帰属します。使用者又は利用者ユーザは、自ら又は第三者をして、JSA ライブラリサーバ及び JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類のいかなる部分であっても、合体、改変、翻訳、修正、翻案、貸与、リース、販売、サブライセンスの供与、譲渡、その他の形態の移転並びに及び JSA ライブラリサーバ JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類に表示されているウォーターマーク、著作権表示等の除去を行ってはなりません。

- 4) 事業所事業所数は、使用者利用法人の住所住所数を意味します。同一法人利用法人内でも住所が異なる場合は、事業所数を増やさなければなりません。また、利用法人に子会社を含める場合は同一住所内でも事業所数を増やす必要があります。使用期間利用期間中に事業所数を減らすことはできません。使用期間利用期間中の事業所事業所数追加はできますが追加料金が発生します。
- 5) 同時アクセス同時アクセス数は、JSA ライブラリサーバ JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類に同時にアクセスすることのできる数を意味します。使用期間利用期間中に同時アクセス数を減らすことはできません。使用期間利用期間中の同時アクセス数追加はできますが追加料金が発生します。
- 6) 利用者は「 JSA ライブラリサーバ専用注文書」に記載されたユーザは注文書に記載された事業所数及び同時アクセス数の範囲内で、 JSA ライブラリサーバがインストールされた JSA が管理するデータサーバにアクセスする方法にて、 JSA ライブラリサーバを JSA ライブラリサーバ及び JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類を使用者利用法人による内部利用に限定して、閲覧により利用することができます。
- 7) JSA は、前号の使用利用に際して、JSA ライブラリサーバにアクセスするための管理者用ログイン ID 及びパスワードパスワードを利用責任者管理者に発行します。利用責任者管理者は管理者管理者用画面にてユーザ用のログイン ID と及びパスワードを作成し利用者ユーザに発行通知します。利用責任者管理者は、使用者ユーザ以外の第三者が JSA ライブラリサーバにアクセスすることを許諾してはいけません。
- 8) 使用者又は利用者ユーザは、登録事業所以外から JSA ライブラリサーバにアクセスすることを許諾してはいけません。同時アクセスがただし、次にあたる場合は出張時あるいは自宅、出張先又は一時的な場所外出先からのアクセスが許可されるものとします。
 - ① 使用者の社内業務目的のためにのみ JSA ライブラリサーバにアクセスするものがある場合 及び
 - ② 注文書に記載したグローバル IP アドレス又はリファラの URL 経由で JSA ライブラリサーバにアクセスするために、 JSA ライブラリサーバに対する VPN 等のプロキシ・アクセス又はリモート・アクセスからのアクセスであり使用者のイントラネットに対して安全なログインを利用する場合
- 9) 利用者ユーザは、自ら又は第三者をして、コンピュータその他の記録媒体に JSA ライ

ブラリサーバ及び JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類を複製又は一時的保存をしたり、第三者への提供、転送等を したりしてはいけません。ただし、利用者ユーザが一時的に 使用利用するために、紙コピーを1部作成することができます。当該紙コピーであっても、表示されているウォーターマーク、著作権表示等の除去を行ってはならないとともに、紙コピーを第三者に配布しないこととし、かつ 使用利用終了後は紙コピーを廃棄するものとします。

注記 JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類の発行団体や JSA ライブラリサーバのサービス提供形態により紙コピーの作成が制限される場合があります。

- 10) 利用責任者利用法人は、利用者ユーザが JSA ライブラリサーバの不正な複製、再製、公衆送信等著作権法に違反する行為その他利用規約に違反する行為を行わないことを保証するとともに、その実行のために最善を尽くすものとします。
- 11) 利用責任者利用法人は、JSA 又は JSA の指定する代理人 若しくは会計士に対して、本利用規約の規定の遵守を保証するために必要なすべての情報を提供するものとします。また、利用責任者利用法人は、JSA 又は JSA の指定する代理人 若しくは会計士が、本利用規約に従った 使用利用をしているか調査するために、事前通知の上、利用者利用法人の 会社・事業所等建物内に立ち入って JSA ライブラリサーバを使用利用しているコンピュータを監査することに同意するものとします。

2. 有効利用期間

本利用規約 JSA ライブラリサーバの有効期間利用期間は、JSA が定める利用開始日より 1年間 JSA が定める利用終了日までとします。 利用開始日は毎月1日となります。JSA の責任によるシステム不具合等を除き、JSA は利用期間途中での解約及び返金に応じません。

3. ライセンス料のお支払い

利用者利用法人は、有効期間利用期間中におけるライセンス料を JSA からの請求書に基づき、請求書受領後 60 日以内にお支払いください。

4. 更新

使用者管理者は、有効期間利用期間の更新を行う場合は、有効期間利用期間が終了する 2 週間前までに「JSA ライブラリサーバ専用注文書」注文書にて JSA へお申込み下さい。 有効

~~期間終了前2週間を切ってお申込みの場合、新規のお申込みとなります。~~

5. JSA ライブラリサーバの**使用利用**中断、遅延

- 1) JSA のサーバ、ネットワーク機器、通信回線等の故障、停電、天災、保守作業、その他の理由の如何を問わず、JSA の責任のない事由で、JSA ライブラリサーバに関するサービスの中断、遅延が発生したことにより**使用者利用法人**が損害を被った場合においても、JSA は、当該損害についての責任を一切負わないものとします。
- 2) JSA は、JSA ライブラリサーバに関する保守・管理の一環でサーバを停止する必要がある場合、事前に**利用責任者管理者**に通知するものとします。

6. 解除

- 1) JSA は、**使用者利用法人**又は**利用者ユーザ**が次のいずれかに該当する場合は、JSA ライブラリサーバの利用許諾を解除することができます。
 - ① **利用者ユーザ**が本利用規約に違反し、JSA がこれの是正を書面にて**利用責任者利用法人**に求めた後、30 日を経過しても是正されない場合
 - ② **使用者利用法人**が支払停止又は支払不能状態に陥った場合
 - ③ **使用者利用法人**が解散した場合
- 2) JSA は、前号の解除権行使とともに、**使用者又は利用責任者利用法人**に対し残ライセンス料相当額を違約金として請求することができます。
- 3) JSA は、前号の規定にかかわらず、第 1) 号の規定により違約金を上回る損害を被った場合には、当該損害の賠償を**使用者又は利用責任者利用法人**に請求することができます。

7. 提供の中止

- 1) 前項の場合を除き、**有効期間中利用期間中**にかかわらず、JSA は、JSA ライブラリサーバの更新中止、電子形式での供給停止等本事業からの撤退を行うようなやむを得ない場合に限り、中途中止することができます。この場合、JSA は、原則として、**使用者管理者**に当該中止の3ヶ月前までにその旨を告知します。

- 2) 前号の場合には、当該中止日までの日割り月割りにて、ライセンス料を精算するものとし、JSA は使用者利用法人に対し、当該中止翌日翌月からのライセンス料を請求しない又は返金するものとします。
- 3) 本項の場合の JSA の責任は、本項規定に限定するものとし、JSA は他の一切の責任を免れるものとします。

8. 責任の制限

- 1) JSA は、JSA ライブラリサーバ及び JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類の内容についていかなる保証も行わず、また、使用者利用法人又は利用者ユーザが JSA ライブラリサーバを使用利用又は保有したことから生じるあらゆる経済的な損害・損失を含め、間接的、付随的、又は結果的損失、損害についての責任を一切負わないものとします。
- 2) 使用者利用法人は、JSA ライブラリサーバを使用利用又は保有したことから生じる結果について責任を負うものとします。

9. 秘密保持

- 1) 使用者利用法人及び JSA は、本利用規約の各条項、及び本利用規約の履行に関連して知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）を秘密として保持し、有効期間利用期間中及び有効期間利用期間終了後といえども、これを目的以外に自己利用したり、第三者に開示漏洩したりしてはいけません。ただし、次のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。

① 別途書面にて同意を得た場合

② JSA ライブラリサーバ内で提供する電子書類の発行団体へ価格照会やロイヤリティ支払いのため申込み内容を通知する必要がある場合

- 2) エラーチェックや統計情報の利用などのため、JSA が利用法人の管理者用ログイン ID 又はユーザ用ログイン ID を用いて JSA ライブラリサーバにアクセスする場合があります。

10. 反社会的勢力等

使用者利用法人又は利用者ユーザが次のいずれかに該当する場合には、JSA は使用者利用

法人に対して何ら催告することなく JSA ライブラリサーバの提供を終了することができるものとし、使用者利用法人はこれに異議を述べないこととします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合、又は反社会的勢力であった場合その他反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体 (以下「反社会的勢力等」といいます。)及びその行為者である場合、又は反社会的勢力等及びその行為者であった場合
- ② 自己又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる等をして妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合
- ③ 自己又は第三者を利用して、自己又はその関係者が暴力団反社会的勢力等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合

11. 準拠法及び管轄裁判所

本利用規約は、日本国の民法・著作権法・その他の法律に準拠し解釈されるものとし、本利用規約に関し紛争が生じた場合には、使用者利用法人は東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに合意します。

12. その他

本利用規約は、JSA の判断で、自由に加除訂正できるものとし、最終版は、本ネット上インターネット上に日時をもって表示しています。(最終版が不明の場合は、JSA 担当までご連絡下さい。)

使用者利用法人又は利用者管理者は、本利用規約の最新版にご同意のうえ、「JSA ライブラリサーバ専用注文書」注文書により JSA に申込むものとし、

以上